

「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金等規定の改正について

興産信用金庫

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金等規定を下記の通り令和元年11月1日より改定します。

改定後は「当金庫から求める各種確認や資料の提出に、指定した期限までに回答いただけない場合」「当金庫に届け出た在留期間が超過した場合」「マネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合」等は、入金、払戻し等の取引の全部または一部を制限させていただく場合があります。また、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。

○対象となる主な預金等規定

当座勘定規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、外貨普通預金規定、総合口座規定

○主な改正内容

以下の条項を新設・追加します。

普通預金規定以外の規程についても、同様に改定を行います。

普通預金規定（抜粋）「取引等の制限」条項を新設

（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、または、預金者が在留資格を取り消された場合、当金庫は、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引その他入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金・外貨預金・両替取引・貿易等外為取引全般
 - ③ 当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した個別の取引。
- (4) (1) から (3) に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定（抜粋）「解約等」条項での一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

（解約等）

- (1) 省略
- (2) 次の①から④の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金者が10.(1)に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

以上